

令和6年度 第1回神戸市市民福祉調査委員会  
成年後見専門分科会

日時：令和6年9月6日（金）14時00分～15時00分  
場所：神戸市中央区役所8階 802・803会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 報 告

神戸市における成年後見制度等の利用状況  
市民後見人候補者の養成

3. 協議事項

身寄りのない高齢者への支援

4. 閉 会

---

資 料

---

資料1	神戸市市民福祉調査委員会	成年後見専門分科会	委員名簿
資料2	神戸市市民福祉調査委員会	成年後見専門分科会	事務局名簿
資料3	神戸市における成年後見制度等の利用状況		
資料4	市民後見人候補者の養成		
資料5	身寄りのない高齢者への支援		

## 市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿

(50音順・敬称略)

- 植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部 教授
- 植野 礼子 池田宮川あんしんすこやかセンター 運営管理者
- 内布 茂充 (公社)コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部 支部長  
(行政書士)
- 榎本 昌起 (一社)兵庫県社会福祉士会 ばあとなあ兵庫 副運営委員長
- 澤井 靖人 (公社)成年後見センター・リーガルサポート 副理事長  
(司法書士)
- ◎ 種谷 有希子 高齢者・障害者総合支援センターたんぽぽ 幹事  
(弁護士)
- 村上 英樹 シルバー法律研究会 代表幹事(弁護士)
- 安森 司 にしこうべ障害者相談支援センター センター長
- 山口 健也 (医)向陽会 向陽病院 院長(精神科医)
- 山中 雄太 近畿税理士会 公益活動対策部 副部長
- 井上 純治 【オブザーバー】 神戸家庭裁判所 主任書記官
- 内田 雄斗 【オブザーバー】 神戸家庭裁判所 主任書記官
- 中西 亮子 【オブザーバー】 兵庫県精神保健福祉士協会 理事
- 古川 直子 【オブザーバー】  
日本司法支援センター兵庫地方事務所 事務局長
- 本田 恵子 【オブザーバー】 兵庫社労士成年後見センター 運営委員
- 松岡 哲史 【オブザーバー】 兵庫県社会保険労務士会 専務理事

◎=分科会長 ○=副分科会長

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿

福祉局副局长	若杉 穰
福祉局くらし支援課長	大村 元範
福祉局介護保険課担当課長	松尾 多賀子
福祉局高齢福祉課担当課長	渡辺 正樹
福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
福祉局高齢福祉課長	中郷 康一
福祉局高齢福祉課担当課長	松下 雅子
建築住宅局政策課担当課長	福本 一海
神戸市社会福祉協議会事務局長	林 秀和
神戸市社会福祉協議会権利擁護支援部長	金子 麻理

## 神戸市における成年後見制度等の利用状況等について

## ○成年後見支援センター相談件数

	R1	R2	R3	R4	R5
電話・来所等相談	1,242 件	1,105 件	1,287 件	1,423 件	1,572 件
専門職相談	98 件	93 件	81 件	89 件	85 件

## ○成年後見制度利用支援事業

		申立費用助成		後見報酬助成		合計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
R2 年度	認知症	市長申立	2	8,996	30	5,487,130	32	5,496,126
		本人・親族申立	-	-	138	24,735,258	138	24,735,258
		計	2	8,996	168	30,222,388	170	30,231,384
	知的・ 精神	市長申立	1	58,872	8	1,660,635	9	1,719,507
		本人・親族申立	-	-	85	17,012,510	85	17,012,510
		計	1	58,872	93	18,673,145	94	18,732,017
R2 年度 合計		3	67,868	261	48,895,533	264	48,963,401	
R3 年度	認知症	市長申立	3	16,640	49	9,074,076	52	9,090,716
		本人・親族申立	-	-	171	33,550,428	171	33,550,428
		計	3	16,640	220	42,624,504	223	42,641,144
	知的・ 精神	市長申立	1	2,639	9	1,081,273	10	1,083,912
		本人・親族申立	-	-	96	20,986,093	96	20,986,093
		計	1	2,639	105	22,067,366	106	22,070,005
R3 年度 合計		4	19,279	325	64,691,870	329	64,711,149	
R4 年度	認知症	市長申立	0	0	41	6,681,050	41	6,681,050
		本人・親族申立	-	-	289	57,671,317	289	57,671,317
		計	0	0	330	64,352,367	330	64,352,367
	知的・ 精神	市長申立	1	5,690	9	1,776,904	10	1,782,594
		本人・親族申立	-	-	112	23,234,208	112	23,234,208
		計	1	5,690	121	25,011,112	122	25,016,802
R4 年度 合計		1	5,690	451	89,363,479	452	89,369,169	
R5 年度	認知症	市長申立	0	0	52	8,951,003	52	8,951,003
		本人・親族申立	-	-	337	69,179,424	337	69,179,424
		計	0	0	389	78,130,427	389	78,130,427
	知的・ 精神	市長申立	0	0	13	2,611,704	13	2,611,704
		本人・親族申立	-	-	114	25,107,460	114	25,107,460
		計	0	0	127	27,719,164	127	27,719,164
R5 年度 合計		0	0	516	105,849,591	516	105,849,591	

○市区町村長申立件数

(単位：件)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
成年後見関係事件 申立件数 (後見、保佐、補助、任意後見含む)					
全国	35,959	37,235	39,809	39,719	40,951
神戸家裁管内(兵庫県)	1,749	1,951	2,106	2,235	2,359
市区町村長申立件数					
全国	7,837	8,822	9,186	9,229	9,607
神戸家裁管内(兵庫県)	237	269	285	284	315
神戸市長申立件数	63	72	47	66	65

○成年後見制度の利用手続き相談室

市民後見人が実際の後見人受任等の経験を活かし、各区役所において制度の初歩的な説明・相談対応を行う。平成24年に東灘区で開始後、北神区を除く9区で実施中。

【相談件数】

区 (開設時期)	R1	R2	R3	R4	R5
東灘 (H24.9)	16	7	10	23	18
灘区 (H30.4)	6	3	5	8	11
中央 (H27.4)	5	1	1	1	9
兵庫 (H29.2)	6	3	7	8	9
北区 (H29.10)	14	7	11	15	9
長田 (H26.7)	12	2	2	6	6
須磨 (H30.7)	5	3	1	8	13
垂水 (H25.9)	24	17	20	26	18
西区 (H25.6)	10	4	10	21	10
西区【岩岡】 (R4.9)	—	—	—	7	5
西区【玉津】 (R5.10)	—	—	—	—	6
合計	98	47	67	123	114

○成年後見セミナー

制度を広く周知するため、市民向けセミナーとしてセミナーを年1回開催している。

日 時：基礎編 令和6年8月24日(土) 13:00~16:00

実務編 令和6年8月29日(木) 10:00~15:00、8月30日(金) 10:00~15:00

テーマ：成年後見セミナー～成年後見のまなびの場～

内 容：基礎編 成年後見制度をはじめて学ぶ方、制度の利用をお考えの方向けの講義  
(講師：弁護士、神戸市成年後見支援センター)

実務編 具体的な利用手続きや後見活動に必要な知識を学びたい方向けの講義  
(講師：神戸家庭裁判所、司法書士、社会保険労務士、社会福祉士)

## ○出張説明会

地域や福祉関係機関、行政機関などからの要請に応じ、出張説明会を随時実施し、成年後見支援制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発を行っている。令和4年度からは、出張説明会の際に個別案件の相談会も合わせて実施している。

令和4年度：26件（うち個別相談会付き出張説明会は8件）

令和5年度：31件（うち個別相談会付き出張説明会は6件）

（R5出張説明会）

障害者関係 7件（精神障がい者家族会連合会、障害者基幹相談支援センター など）

行政機関 6件（区役所 など）

高齢者関係 10件（あんしんすこやかセンター など）

その他 8件（ふれあいのまちづくり協議会、区社会福祉協議会 など）

## ○銀行協定

### 1. 協定先 ※神戸市と各金融機関との2者協定

#### (1) 三井住友銀行（神戸市役所の指定金融機関）

協定締結日：令和3年10月1日

#### (2) みなと銀行（市内に本店を有する唯一の地方銀行）

協定締結日：令和3年10月1日

#### (3) 神戸市職員信用組合（主として神戸市役所職員を対象とする職域信用組合）

協定締結日：令和6年4月1日

### 2. 協定内容

#### (1) 本人・家族の負担軽減

「認知症神戸モデル」の「認知機能精密検査結果」を、認知判断能力等確認資料の一つとして活用する。

⇒銀行窓口で記録を残さないため、件数等の実績は不明

#### (2) 早期相談の推進

機関窓口及び成年後見支援センター窓口において支援が必要な方を把握した際に、窓口間で取次ぎを実施する。

⇒実績 2件（令和5年度末現在）

※成年後見支援センターから銀行窓口へ取次ぎを実施

内容：ターミナル期となった配偶者・入院中の親族の医療費等の預金取引

※成年後見支援センターへの銀行に関する相談件数

協定前：2.7件/月 協定後：7.3件/月（R5年度：110件）

#### (3) 単身の高齢者等の支援に関する調査・研究に関すること

成年後見人など、第三者が高齢者等の金銭管理を実施する場合の支援充実を図るため、調査・研究に取り組む。

⇒令和4～5年度：三井住友銀行の後見人サポートシステムのユーザーテストに3名の市民後見人が参加

### 3. 令和5年度の取り組み

#### (1) 定例会の実施

三井住友銀行及びみなと銀行とそれぞれ定例会を開催し、情報交換及び連携強化を図った。

#### (2) 新たな協定先の拡充

新たな協定先を拡充するため、神戸市に支店がある金融機関へ協定についての説明を行った。  
また、令和6年度の神戸市職員信用組合との協定締結に向けて、協定内容の協議及び手続きを進めた。

## ○権利擁護施策（令和6年度の取り組み予定）

### ①成年後見制度の相談支援体制強化及び利用促進

相談&連携 の強化	(1) 早期相談につなげるための個別支援の実施
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見支援センターへのオンライン相談の実施（R5.7月から開始）</li> <li>○関係機関からの要請に応じた支援者との連携を図る（出張説明会の実施）</li> <li>○学園都市スマートサポート窓口との連携</li> </ul>
相談&連携 の強化	(2) 各銀行との連携強化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定例会実施による情報交換・連携強化</li> <li>○金融機関職員向け研修での成年後見制度に関する説明</li> <li>○令和6年度に新たに協定を締結した神戸市職員信用組合と、8月頃を目途に協定内容を実施</li> <li>○新たな協定先の検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど、市民後見人による広報啓発活動など、身近な地域での広報</li> <li>○個別相談会付き出張説明会において制度の広報</li> </ul>
後見人の 支援	(4) 後見人（親族・法人）のスキルアップと基盤強化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後見受任活動を展開するNPO法人等の活動実態を把握するため訪問調査等を行い、集約されたニーズ・課題の検証</li> </ul>
中核機関 関係	(5) 中核機関に関する取り組みの検討
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門職団体や関係機関等が連携体制を強化するための協議会を設置</li> </ul>

### ②日常生活自立支援事業の利用促進

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	618件	589件	570件	574件	612件
新規・契約前調査数	142件	119件	119件	381件	393件
新規契約数	110件	98件	95件	125件	139件

## 市民後見人候補者の養成について

## 1. これまでの取り組み

- 本市では平成 23 年度から第 1 期の養成研修を実施
- 現在、187 名が研修修了し、84 名が候補者名簿に登録

市民後見人養成状況（候補者名簿登録者数） ※令和 6 年 3 月末時点

		修了者数	候補者名簿登録者数
第 1 期	平成 23 年度	39 名	6 名
第 2 期	平成 24 年度	27 名	7 名
第 3 期	平成 25～26 年度	24 名	9 名
第 4 期	平成 27 年度	27 名	11 名
第 5 期	平成 28 年度	30 名	14 名
第 6 期	平成 30 年度	10 名	9 名
第 7 期	令和 3 年度	12 名	11 名
第 8 期	令和 4 年度	7 名	6 名
第 9 期	令和 5 年度	11 名	11 名
		187 名	84 名

## 2. 現在の受任状況（令和 5 年度末時点：24 件が受任活動中）

- 市民後見人の受任対象案件は、
  - ①神戸市内に居所がある
  - ②多額の資産や負債がない
  - ③親族間の紛争や権利侵害がない
  - ④居住の確保がされている、または居住確保の方向性が確保されている方  
といった財産管理や身上保護に困難性がないと判断されるケースを対象としている。
- 市社会福祉協議会が成年後見監督人として選任を受けて、全面的な支援を行いながら活動中

## 3. 第 10 期市民後見人養成研修

- 事前説明会

令和 6 年 3 月 1 日（金）申込者数（会場 43 名、ライブ配信 10 名）

参加者数（会場 36 名、ライブ配信 9 名）

2 日（土）申込者数（会場 25 名） 参加者数（会場 21 名）

- 養成研修
  - 基礎研修 令和 6 年 6 月 6 日～7 月 4 日（5 回） 24 名参加
  - 実務研修 令和 6 年 9 月 5 日～10 月 4 日（5 回）

## 【参考】市民後見人選任審判

- 選任審判件数累計：108 件（うち 24 件が受任活動中）
- 新規選任件数：令和 4 年度 10 件、令和 5 年度 6 件
- リレー受任前提の法人後見選任件数：令和 5 年度 2 件

## 身寄りのない高齢者への支援

## 【背景】

- ・ 人間関係の希薄化や未婚率の上昇、核家族化の進行により、身寄りのない単身高齢者の増加が予想される
- ・ 十分な準備がされないまま身寄りのない高齢者が亡くなった際、周囲で支えていた方々に過重な負担が強いられており、地域にその影響が及んでいる
- ・ 元気な高齢者が将来のことを考えて準備するという意思決定を支援する必要性

## 【身寄りのない方の課題】

- ・ 賃貸住宅入居が困難
- ・ 入院時や施設入所時の身元保証
- ・ 死亡時の遺体の引き取り・葬儀・埋葬
- ・ 死亡後の医療費や家賃等の支払いと各種解約手続き
- ・ 死亡後の残置物処理
- ・ 死亡後の財産の処分

身寄りのない高齢者が亡くなった際、上記の課題についての生前の準備が無ければ、関わる方々が負担することとなる。

## 【検討の方向性】

- ・ 高齢者に終活について考えてもらう機会の創出と意識醸成
- ・ 課題を抱える身寄りのない高齢者を必要な準備につなぎ、本人が安心して残りの人生を過ごすことができ、本人の生前の意思を尊重して、亡くなった後の周囲の方々の負担も軽減する取り組み
- ・ 死後に備えた生前の準備が埋没することなく、本人の意思に沿った形で確実に死後の手続きが進むような仕組みづくり
- ・ 孤独死や死亡後の残置物処理等への家主の不安を軽減し、高齢者の賃貸住宅入居を促進

## &lt;参考&gt;

## ○他都市の施策

## 1. エンディングノートの作成

- ・ 自治体で独自のエンディングノートの作成
- ・ セミナーなどで配布するなどして終活への意識啓発に活用
- ・ エンディングノートを作成することで、自分の課題を整理して、必要な準備を行うための契機となる

## 2. 終活情報登録制度

本人の緊急連絡先など終活関連情報を自治体に登録し、病気・事故等で意思表示できなくなった時、または死亡した時に、警察・消防・医療機関・福祉事務所及びあらかじめ照会可能な者として登録された方からの照会に基づき、自治体が登録情報を開示する事業

## &lt;主な登録情報&gt;

緊急連絡先、本籍、通院先、アレルギー、リビングウィルの保管場所・預け先、エンディングノートの保管場所・預け先、臓器提供の意思、献体登録先、死後事務委任契約や葬儀等の生前契約等、遺言書の保管場所、お墓の所在地、他の自由項目 等

### 3. 終活相談窓口の設置

高齢者の終活(介護、葬儀、相続などの準備を整える)についての不安や悩みを相談するための総合的な相談窓口

### 4. 社協による死後事務受任事業

身寄りのない高齢者が、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らすことができるよう、見守りや安否確認サービスに加え、葬儀及び納骨、家財処分、役所の手続き等の死後事務を受任する事業

### 5. 終活支援優良事業者認証事業

自治体が「高齢者等終身サポート事業」について、独自の認証基準を定めて、基準を満たす事業者を認証

## ○神戸市で実施している取り組み

### 1. 権利擁護の取り組み(福祉局)

安心サポートセンターで、権利侵害や財産管理への不安に対して、権利擁護相談対応を実施。また、日常生活の支障に対して、福祉サービス利用手続き補助や金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施。成年後見制度の利用について、成年後見支援センターで制度説明や相談対応を実施。また、法定後見の市長申立てや報酬助成を実施。

### 2. エンディングプラン・サポート事業(健康局)

葬儀や納骨を頼める人がなく、生活にゆとりがない市内在住の高齢者の方を対象に、生前に葬儀や納骨手続きを葬祭事業者と契約することを市が支援する事業

### 3. 家賃債務保証料及び孤独死・残置物に係る保険料への補助(建築住宅局)

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を支援するために R4 年度より家賃債務保証料及び孤独死・残置物に係る保険料への補助を実施

### 4. 大家相談窓口の運営(建築住宅局)

民間賃貸住宅のオーナーが単身高齢者等の受入に関する不安や入居後のトラブル等について相談できる窓口を運営

## ○国の動き

### 1. 持続可能な権利擁護支援モデル事業

「身寄りの無い高齢者の生活上の課題に関する包括的な調整・相談窓口の整備」や「十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方を対象に総合的な支援パッケージを提供する試行的な取り組み」に対して、権利擁護支援策として実施。

### 2. 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン

令和6年6月に、関連する各省庁が「高齢者等終身サポート事業」について、一定の基準をガイドラインとして示しているが、事業者がこの基準を満たしているのかを高齢者が判断して事業者を選択することは難しい。今後の取り組みとして、関連業界や自治体へのガイドラインの周知だけでなく、介護保険外サービスや成年後見などの関連する制度の見直しの検討や認定制度等についても検討していくとしている。

➤ 2020年国勢調査から見る神戸市の世帯の状況

総世帯数 734,091 世帯

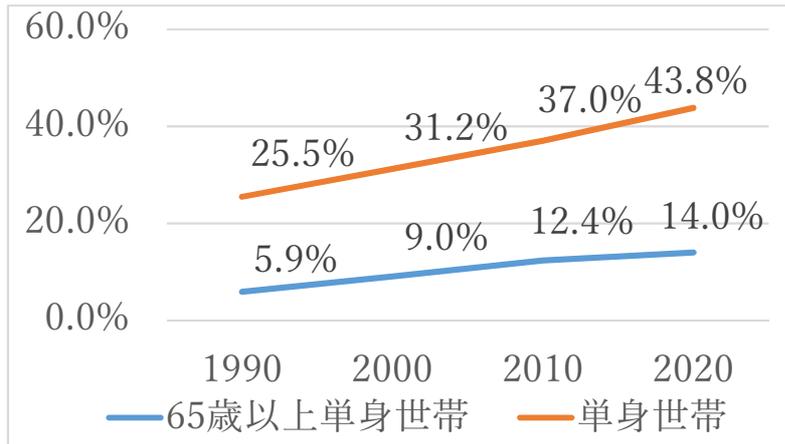
65歳以上世帯員のいる世帯数 277,839 世帯

単身世帯 101,752 世帯(13.9%)

高齢夫婦世帯 77,805 世帯(10.6%)

その他高齢者世帯 98,282 世帯(13.3%)

➤ 神戸市の単身世帯率の推移



➤ 神戸市の生涯未婚率の推移



➤ 神戸市の行政による埋火葬数

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
行旅	8	13	15	12	14
墓地埋	99	80	128	161	183
生活保護	379	386	454	422	437
計	486	479	597	595	634

➤ 日本の世帯数の将来推計(全国推計) (国立社会保障・人口問題研究所)

2020～50年の間に65歳以上男性の独居率は16.4%→26.1%、女性は23.6%→29.3%となり、特に男性の単独世帯化が大きく進む

2020～50年の間に、高齢単独世帯に占める未婚者の割合は、男性33.7%→59.7%、女性は11.9%→30.2%となり、近親者のいない高齢単独世帯が急増する